

社長のためのお勉強

令和元年 11 月 1 日

〒540-0012 大阪市中央区谷町 2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

働き方改革の一例

働き方改革施工前



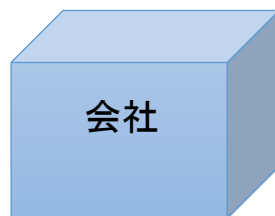
雇用契約



従業員



働き方改革施工後



個人事業主化



事業主



会社を退職し、個人事業主になる。

退職前に従事していた業務を基本的な業務として、個人事業主に委託する。

対価として、会社が負担していた社会保険料、通勤交通費、福利厚生費など諸経費を上乗せして報酬を支払う。

会社との雇用契約が解消するため、社員の労働時間や健康管理をする義務がなくなる。

働き方改革の問題点

今ある仕事は効率化できるが、新しいことを生み出すには必ず時間がかかる。

一律の労働時間削減によってイノベーションが生まれず、生産性が下がっていくのでは会社の未来はありません。

郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください